

厚生労働大臣が定める掲示事項

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2. 入院基本料について

病棟全体では1日に57人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

- ・朝8時30分から夕方16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
- ・夕方16時30分から深夜0時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18以内です。
- ・深夜0時30分から朝8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。

3. 東北厚生局長への届出事項

当院では下記の施設基準について届出を行っています。

- ・初診料(歯科)の注1に掲げる基準
- ・障害者施設等入院基本料(10対1)
- ・特殊疾患入院施設管理加算
- ・医療安全対策加算1
- ・感染対策向上加算3、連携強化加算
- ・診療録管理体制加算3
- ・データ提出加算1、3
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・認知症ケア加算2
- ・小児科外来診療料
- ・認知療法・認知行動療法2
- ・薬剤管理指導料
- ・検体検査管理加算(Ⅱ)
- ・神経学的検査
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・無菌製剤処理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- ・障害児(者)リハビリテーション料
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・外来・在宅ベースアップ評価料
- ・入院ベースアップ評価料34

4. 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。また、食堂加算の要件を満たす食堂を設置しております。

5. 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、自己負担のある方で明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

6. 保険外負担に関する事項

①初診に係る費用

当院は、初診で紹介状をお持ちでない患者様から実費として別途1,650円(税込)をお受けしています。

②特別療養環境の提供(個室)

種類	室料差額料等		病室番号				
	室料	差額料等	315	316			
D病棟 (個室)	3,300円	(2室)					
	2,200円	(10室)	301	302	303	305	306
307			322	323	325	326	
5病棟 (個室)	2,200円	(5室)	503	505	506	507	508

③その他

衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切行っておりません。